

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5823 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 25日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ NISA 等の利便性向上・拡充

Q：平成30年の税制改正要望では、NISAの改正が盛り込まれているようですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

金融庁は、NISA等の更なる普及・促進を図る観点から、次の要望を出しています。

①NISAの利便性向上

- ・NISAの口座開設申込時に、即日で買付けを可能とすること
- ・NISAの非課税期間終了時に、特に意思表示をしない限り特定口座に移管されるものとする
- ・成人年齢引下げに伴う対応

②特定口座の利便性向上

- ・役員報酬として支給される、一定期間譲渡が出来ない株式について、譲渡が可能となった際、特定口座でも保有できるようにすること
- ・自社株等を対価とするTOBにおいて、TOB対象会社株主が交付を受ける上場株式について、特定口座及びNISA口座でも保有できるようにすること
- ・証券会社等が適切に源泉徴収義務を果たせるように、純資産減少割合等の情報に関して、上場会社から証券会社等への通知義務を課すなど、所要の措置を講じること
- ・合併等に対して株主が反対し、株式買取請求を行った場合に交付される金銭等についてみなし配当が発生した場合などにおける源泉徴収義務者を明確化すること

